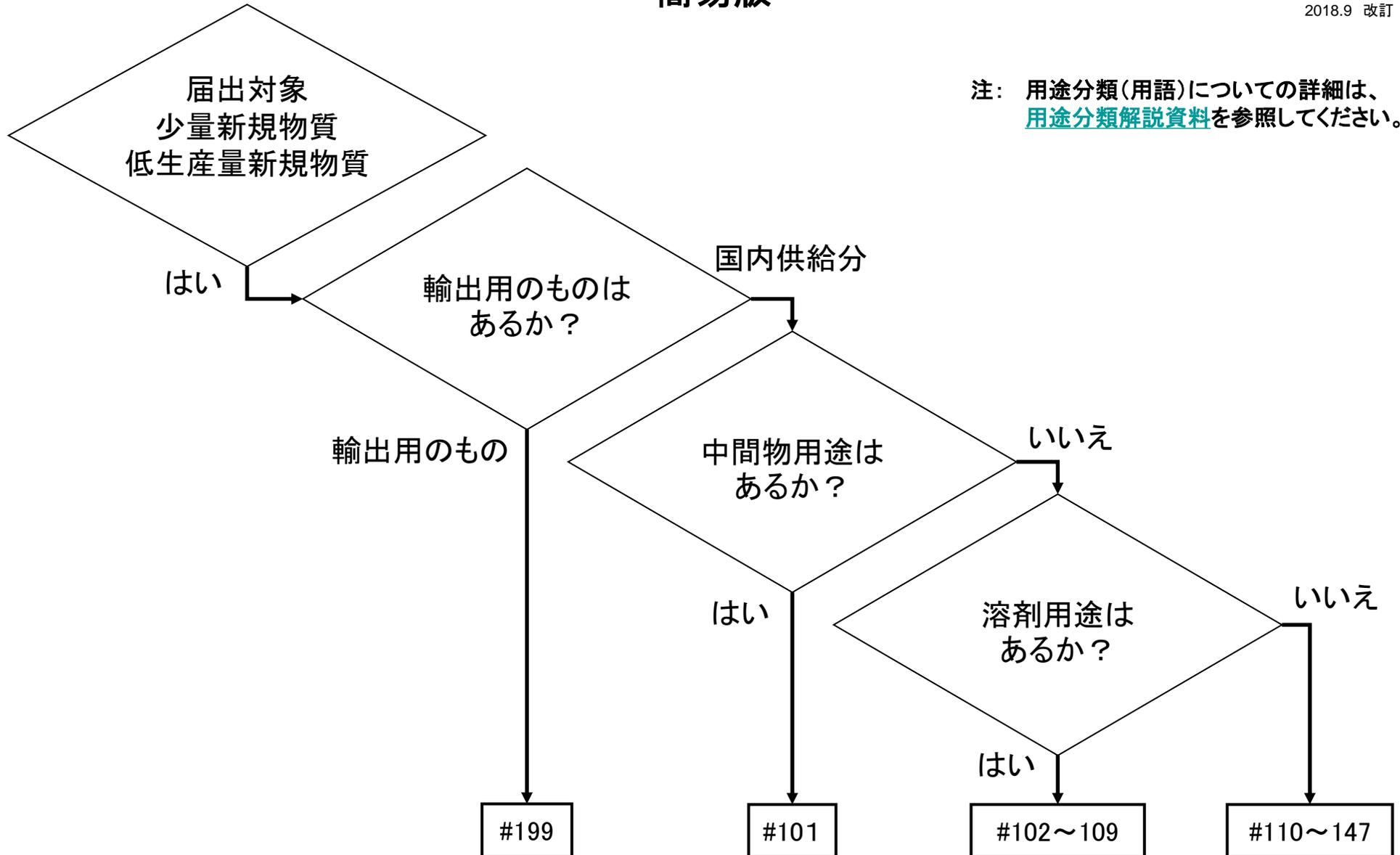


少量新規・低生産量審査特例制度用 用途分類選択フロー

平成30年9月

独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター

少量新規・低生産量審査特例制度 用途分類の選択フロー ～簡易版～



注：用途分類(用語)についての詳細は、[用途分類解説資料](#)を参照してください。

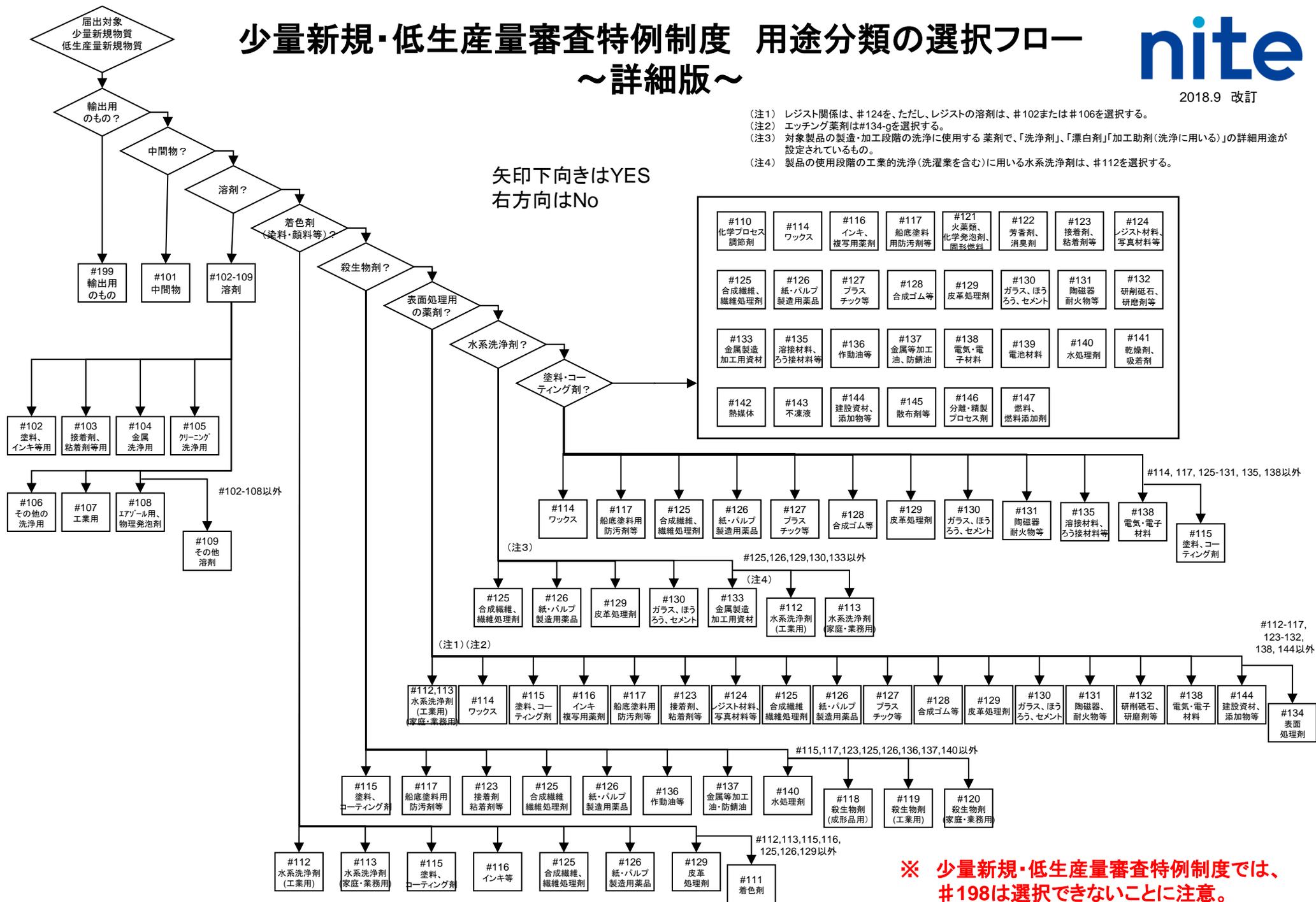
※ 少量新規・低生産量審査特例制度では、
#198は選択できないことに注意。

少量新規・低生産量審査特例制度 用途分類の選択フロー

～詳細版～

- (注1) レジスト関係は、#124を、ただし、レジストの溶剤は、#102または#106を選択する。
- (注2) エッチング薬剤は#134-gを選択する。
- (注3) 対象製品の製造・加工段階の洗浄に使用する薬剤で、「洗浄剤」、「漂白剤」「加工助剤(洗浄に用いる)」の詳細用途が設定されているもの。
- (注4) 製品の使用段階の工業的洗浄(洗濯業を含む)に用いる水系洗浄剤は、#112を選択する。

矢印下向きはYES
右方向はNo



※ 少量新規・低生産量審査特例制度では、**#198は選択できないことに注意。**